

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始について

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和6年7月12日 愛知県知事

1 事業概要

(1) 事業名

矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（P P A）

(2) 事業内容

矢作川浄化センターにP P A方式により太陽光発電設備（以下、「発電設備」という。）を導入し、平時の電源として利用する。P P A方式とは、事業者が設備を設置し、自治体は使用量に応じた電気料金を支払って電力調達するもので、電力購入契約を締結することからP P A（Power Purchase Agreement:電力購入契約）と呼ばれる。本事業は環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、発電設備を設置する。

(3) 事業期間

発電設備の導入時期は、令和6年度から令和8年度とする。発電した電力の供給開始は令和9年度とするが、電力供給開始日は県と事業者が協議のうえ、決定する。なお、電力供給期間は、電力供給開始日から20年間とする。

2 手続参加資格要件及び企画提案書を特定するための評価基準

本手続に参加することができる者（以下、「手続参加者」という。）は、次に掲げる要件を満たす単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者とする。なお、共同事業者とする場合、代表者1者を選定すること。

(1) 手続参加者は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

ア 単独の法人若しくは共同事業者のすべての構成員に必要な条件

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 参加表明書の提出日から事業予定者の発表までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）（以下「合意書」という。）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受

けていない者であること。

(ウ) 参加表明書の提出日から事業予定者の発表までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(エ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(オ) 日本国内に本店又は支店を有し、十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

(カ) 国税、都道府県税又は市町村税を滞納していないこと。

イ 単独の法人若しくは共同事業者の代表者に必要な条件

(ア) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和 6 年 4 月～令和 8 年 3 月）（以下「名簿」という。）の大分類「01. 物品の製造・販売」、中分類「35. 電力」のうち小分類「01. 電力」に登録されている者又は企画提案書の提出期限までに登録を得る見込みの者であること。

(イ) 適切な財務状況を有している法人であること。

ウ 単独の法人若しくは共同事業者のいずれかの者に必要な条件

(ア) 本事業と類似の事業履行実績として、過去 5 年間（平成 31 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日まで）に次に掲げる事業を履行した実績を有すること。なお、共同事業者としての実績は、実施体制により事業の履行を確認できるものに限る。

a 特別高圧受電施設に対して 1,000kW 以上の太陽光発電設備を設置した事業実績。事業実績は、P P A（Power Purchase Agreement：電力購入契約）事業、リース事業、自家消費型の設置事業に限るものとし、F I T（固定価格買取制度）は認めない。なお、参加資格履行実績は、公共及び民間の別を問わない。

(イ) 本事業を実施する体制の中に、「電気主任技術者（第 3 種以上）」の資格を有する者を含めること。

(2) 共同事業者を構成する法人は、単独で手続することができない。

(3) 手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(4) 企画提案書を特定するための評価基準

企画提案書の評価項目等は、下記の視点から定め別紙1のとおりである。

- ア 技術提案に関する視点
- イ 実施体制に関する視点
- ウ 企業としての取組の視点
- エ 価格提案の視点

3 手続等

(1) 担当部局

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県建設局上下水道課業務・経理グループ

電話 052-954-6530

電子メール jogesuido-keiri@pref.aichi.lg.jp

(2) 公募要領及び仕様書の公表期間及び場所

本事業及び手続等の詳細は、公募要領及び仕様書のとおりである。

ア 公表期間

令和6年7月12日（金）から令和6年10月7日（月）までの午前9時から午後5時まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）

イ 公表場所

3(1)に同じ及び愛知県WEBページ

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和6年8月1日（木）午前9時から令和6年8月6日（火）午後5時まで。（休日を含まない。）なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出場所

3(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、4(7)のとおりとする。ただし、公募要領で別に指定するものは持参又は郵送に限る。

(4) 企画提案書の提出期間、場所及び方法

参加表明書に基づき、県において当該手続参加資格要件を確認し、提案者として確定した者に企画提案書提出要請書を通知する。通知を受領した

者は、企画提案書を提出すること。

ア 提出期間

令和6年9月30日（月）午前9時から令和6年10月7日（月）午後5時まで。（休日を含まない。）なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出場所

3(1)に同じ

ウ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、4(7)のとおりとする。

(5) 企画提案書の審査

一次及び二次審査により、企画提案書を審査（審査の詳細は公募要領を参照）する。

ア 一次審査は、企画提案書の提出が多数の場合に行い、企画提案書の書類審査により、提案者を5者程度に選定する。

イ 二次審査は、有識者を構成員とする愛知県流域下水道施設における太陽光発電設備導入事業（PPA）に係る公募型プロポーザル評価委員会において、提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、提案者を審査する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

契約書として、基本協定書、年度別整備協定書及び事業契約書を作成する。県は、各契約書（案）を提示するので、県と事業者が協議のうえ、各契約書を定めるものとする。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

(4) 2(1)イ(ア)に掲げる要件を満たしていない者も3(3)の参加表明書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限までに、当該要件を満たさなければならない。

(5) 共同事業者とする場合、構成員の全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。また、代表者は県との連絡窓口となり、諸手続きを

行い、業務遂行の責めを負うものとする。

- (6) 共同事業者として手続申込完了後、共同事業者の構成員の変更及び追加はできない。
- (7) 電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは7MB以下でなければ受け付けることができないので注意すること。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡すること。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなす。

1 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 評価項目及び配点等

評価項目	評価の視点	加重倍率	配点	提案書で確認する主な記載内容
ア 技術提案に関する視点（60点）				
(ア) システム提案の実現性	<ul style="list-style-type: none"> システムの提案内容が矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（PPA）仕様書に基づいているか。 設備の仕様は、周辺環境を考慮しているか。 設備の内容に関して、矢作川浄化センター施設への影響が小さいか。 事業期間中の設備の品質管理や保証内容等が適切か。 設備に関する付加価値の提案内容が適切か。 	2	10	設備のシステム構成図、設備設置仕様
(イ) 設備の設置方法	<ul style="list-style-type: none"> 設備の設置方法に関する提案内容が矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（PPA）仕様書に基づいているか。 軟弱地盤（N値3未満）への対応が適切か。 設備の設置、施工方法に関して処理場運転への影響が小さいか。 	4	20	設備設置仕様、軟弱地盤への対応、設備の工事計画、下水処理への影響に関する提案
(ウ) 設備の性能	<ul style="list-style-type: none"> 設備の劣化を考慮し、発電量シミュレーション（運転期間20年間分）を行い、その根拠が明確か。 発電効率の向上や設備劣化の対策が適切か。 太陽光発電設備のシステム効率が高いか。 温室効果ガス排出削減量（=自家消費量（kWh・20年間の平均値）×0.495kg-CO2/kWh）が大きい。 	6	30	設備容量、温室効果ガス排出削減量、発電量シミュレーション
イ 実施体制に関する視点（70点）				
(ア) 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 共同事業者の構成員の役割が明確で、無理の無い実施スケジュールか。 矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（PPA）の実施に必要な経験を有する技術者を配置しているか。 	3	15	実施体制（配置技術者）、事業実施体制図（施工体系図）、工程表
(イ) 業務遂行能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の根拠が明確か。 設備のメンテナンス計画、緊急時対応が明確で実現性があるか。 設備のメンテナンスに関する工夫、コスト削減の提案が適切か。 緊急時対応の体制や設備の提案が適切か。 	4	20	工事・運転管理・維持管理のための費用、運転期間における維持管理・メンテナンス計画、故障・緊急時の対応体制
(ウ) 事業実施中のリスク等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> リスク分析や想定を行い、リスクへの対応が明確で適切か。 事業期間中の災害リスクを想定し、その対応が明確で適切か。 	4	20	事業実施中のリスクに対する対策
(エ) 県内企業の活用	県内企業の活用や地域貢献の提案がなされているか。 ※県内企業とは、主たる営業所（本店）が愛知県内にある企業のこと。	1	5	事業実施体制図（施工体系図）
(オ) 類似実績	<ul style="list-style-type: none"> ①PPA事業により設備を設置した実績（民間を含める）がある。 ②PPA事業により特別高圧受電施設に対して1,000kw以上/箇所の設備を設置した実績（民間を含める）がある。 ③PPA事業により公共施設に設備を設置した実績（発電規模1,000kw未満/箇所でも可）がある。 ④太陽光発電に関して環境省交付金を活用して設備を設置した実績がある。 ⑤太陽光発電に関して軟弱地盤（N値3未満）に設備を設置した実績がある。 【参画する企業が該当する項目数で評価】	2	10	過去の類似業務実績
事業履行の評価点（130点）【事業履行の評価点は、ア及びイの合計点数のこと。事業履行の評価点により、「事業履行の確実度」を定める。】				
ウ 企業としての取組の視点（5点）				
(ア) ワークライフバランス等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ①ISO14001 ②障害者法定雇用率の達成 ③くるみん認定（プラチナくるみん認定含む） ④えるぼし認定（プラチナえるぼし認定含む） ⑤健康経営銘柄、健康経営優良法人の取得 【代表となる企業が該当する項目数で評価】	1	5	ワークライフバランス等の取組
エ 価格提案の視点（65点）				
(ア) 事業単価	<計算式> 点数(65点) = ①基礎点(15点) + ②相対評価点(50点) ①基礎点15点：事業単価が希望上限価格の範囲内なら15点、範囲外なら0点 ②相対評価点50点：50点 × 最低事業単価 ÷ 当該応募者の事業単価 ※環境省交付金を考慮しない場合の事業単価で評価する。	13	65	事業単価
価格評価点(65点)【価格評価点はエの点数。価格評価点は、「事業履行の確実度」により補正する。】				
評価点数 = 事業履行の評価点（ア+イ） + 企業取組の評価点ウ + 価格評価点（エ × 「事業履行の確実度」）				
評価点数の満点（200点）				

(2) 評価方法

(ア) 各評価項目について、5段階評価を行う。

- 5点：優れている。
- 4点：やや優れている。
- 3点：普通
- 2点：やや劣る。
- 1点：劣るまたは提案なし

(イ) 評価点は各項目の評価結果に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

(ウ) 「1(1)ア 技術提案に関する視点」と「1(1)イ 実施体制に関する視点」の合計点を「事業履行の評価点」とする。

(エ) 「事業履行の評価点」によって、「事業履行の確実度」を以下のとおり定める。

事業履行の確実度	事業履行の評価点
1.0	104点以上(事業履行の評価点が8割以上)
0.8	91～103点(事業履行の評価点が7割以上8割未満)
0.6	78～90点(事業履行の評価点が6割以上7割未満)
0.5	65～77点(事業履行の評価点が5割以上6割未満)
0.3	65点未満(事業履行の評価点が5割未満)

(オ) 「事業履行の確実度」により、価格評価点を補正する。なお、補正の計算式は、次のとおりである。

計算式：価格評価点 = 「1(1)エ 価格提案の視点」 × 「事業履行の確実度」

(カ) 出席委員の評価点数の合計が60%未満の場合、失格とする。

2 事業予定者の決定方法

(1) 出席委員の評価点数の合計が、最も高い提案を事業予定者の第1位順位とする。

(2) 評価点数の合計が同点の場合は、出席委員の多数決により第1位順位を決定する。